

議案第 8 2 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(平成元年板橋区条例第 8 号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。